

白井市育苗センター支援事業補助金交付要綱

所管課

産業振興課

1 補助金の名称

育苗センター支援事業補助金

2 補助金交付の目的

白井市の特産品である梨のブランド化を図り、農業の振興を図るため。

3 用語の定義

「育苗センター」とは、梨の苗木を共同育成し、大苗になった段階で農業者に供給する施設をいう。

4 補助対象

白井市梨業組合

5 補助対象経費

- 育苗センター運営費 土地賃借料、人件費等事務運営費
- その他 その他育苗センター事業に必要と市長が認める経費

〔補助対象外経費〕

慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、その他自己資金が適当と認められる経費

6 補助額（率）

補助対象経費の10分の10以内

7 予算の範囲

補正予算による増額後の予算の範囲内

8 施行日

平成30年4月1日

9 補助金の終期

平成31年3月31日（単年度補助要綱であり、平成30年度で終了のため）

10 改正履歴